新制度幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を
４月から利用される児童の保護者の皆様へ

令和９年４月からの施設利用にかかる
教育・保育給付認定の申請について（お願い）

子ども・子育て支援新制度（以下,「新制度」）においては，幼稚園や保育所などの利用を希望される場合，入園・入所の決定とは別に，利用のための認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。

また，これまで従来制度幼稚園において幼児教育・保育の無償化のために必要となる「子育てのための施設等利用給付認定（新１号・新２号・新３号認定)」を受けていただいていた方についても，新制度においては，新たに教育・保育給付認定（１号認定）を受ける必要があります。

つきましては，幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）の利用をご希望される場合は，下記により教育・保育給付認定の申請をしていただきますようお願いします。

※ 幼稚園等の預かり保育をご利用予定の場合は，預かり保育の利用料の無償化のために，教育・保育給付認定とは別に施設等利用給付認定（新２号・新３号）または多子世帯利用給付認定（第２子以降無償化）が必要となりますので，内容をご確認のうえ，申請いただきますようお願いします。（これまで従来制度幼稚園において施設等利用給付認定の新２号または新３号を受けていただいていた方については,改めての施設等利用給付認定の申請は不要です。）
なお，認定を受けても各園の定員枠の空き状況によっては,預かり保育を利用できない場合もございますので,預かり保育の利用可否につきましては，ご利用予定の幼稚園等にご確認ください。

記

１．提出書類

（1）教育・保育給付認定申請書（１号認定用）

申請書裏面の記入例を参考にご記入ください。

※ 兄弟姉妹が同時に申請する場合は**児童一人につき１枚必要**です。

（2）マイナンバー（個人番号）関連書類

（これまでに施設等利用給付認定申請等で提出したことがない方のみ）

教育・保育給付認定の申請にあたっては，マイナンバーの提出が必要となります。「マイナンバー（個人番号）記入用紙」をご記入のうえ，記入用紙に記載している「提示・添付書類」と併せて提出してください。

※ 兄弟姉妹が同時に申請する場合は**１枚にまとめて**ご記入ください。

※ 申請者の身元確認ができる書類の写しとして，健康保険の資格確認書の写しを送付いただく際は，保険者番号及び被保険者記号・番号に係る部分に紙をあててコピーを取る，コピーを取った後に保険者番号及び被保険者記号・番号の部分を塗りつぶす等のマスキング処理をしていただくようお願いします。

（3）副食費徴収免除対象者判定のための確認書類

（裏面の表の「提出が必要な方」に該当する場合のみ）

副食費は，各幼稚園等で定める額をご負担いただくものですが，世帯の市町村民税の課税状況等によって副食費の徴収が免除になる場合があります。下表の「提出が必要な方」に該当する場合は，必要な書類をご提出ください。

※ 兄弟姉妹が同時に申請する場合は**１部**ご提出ください。

※ 副食費徴収免除は，令和９年４～８月分は令和８年度の市町村民税によって，令和９年９月～令和 10 年３月分は令和９年度の市町村民税によって判定します。

裏面に続く

提出が必要な方	必要な書類
生活保護費受給者の方	生活保護証明書（原本）
ひとり親世帯の方 ◆申請書の「児童扶養手当証書の写し」照会欄にチェックした方はご提出いただく必要はありません。ただし，照会の結果，児童扶養手当の受給状況が確認できない場合には，書類のご提出をお願いすることがあります。	次のいずれかの書類 ○児童扶養手当証書の写し ○戸籍の全部事項証明書**（原本）**
仙台市で課税状況が確認できない方 ◆確認できない場合は，追ってご連絡しますので，申請時点ではご提出いただく必要はありません。	次のいずれかの書類　**※写しでも可** ○市県民税(非)課税証明書等 ○市民税・県民税特別徴収税額の通知書 ○市民税・県民税課税明細書 ※(非)課税証明書は各年の１月１日に住民登録をしていた市町村で発行されます。 ※いずれの証明書も，所得額・控除額・課税額が記載されたものを提出いただきます。 ※海外で所得のあった方は，その期間の所得を証明できる書類を提出いただきます。
別居している（住民票を別にしている）上のお子さんが生計を同一にしている方 ◆同居しているお子さんを上から数えて、利用児童が第３子以降にあたる場合は、ご提出いただく必要はありません。	別居しているお子さんが生計を同一にしていることを確認できる書類、申立書等 （詳細は下記お問い合わせ先までご確認ください。）

２．提出先・提出方法

（1）提出先

利用を希望する幼稚園等

※ 幼稚園等でとりまとめの上，仙台市幼児教育無償化事務センターに提出されます。

（2）提出方法

教育・保育給付認定（１号認定）の申請に必要な書類を**提出用封筒にまとめて**封入し，封をしてご提出ください。

※ 兄弟姉妹が同時に申請する場合は**１つの封筒にまとめて**封入してください。

※ 封筒に必要事項（児童氏名等）をご記入いただき，封入した書類の確認ボックスにチェックをしてご提出ください。

※ 預かり保育をご利用予定の方で，施設等利用給付認定を併せて申請する場合には，それぞれの提出用封筒にそれぞれの必要書類を封入し，双方ともご提出ください。

仙台市にて認定に関する審査を行い，幼稚園等を通じて認定結果を通知します。

通知予定時期：（１）教育・保育給付認定（１号認定）・・・・・・・・令和９年１月下旬

：（２）施設等利用給付認定（新２号・新３号認定）・・・令和９年２月下旬～３月下旬

申請手続き等のお問い合わせ先

仙台市幼児教育無償化事務センター

〒980-0803　仙台市青葉区国分町３丁目 1-2
アーバンネット定禅寺ビル２階-A

☎ **0120-587-287**

受付時間：月曜～金曜（土日祝日を除く）8:30～17:15